

令和6年度京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金の手引き

1 募集概要

(1) 趣旨

新たな技術を活用した介護ロボット及びICT機器は、介護における身体的負担の軽減や業務の効率化に有効であるため、介護従事者が継続して就労するための環境整備に活用いただけるよう介護ロボット及びICT機器の導入に係る費用に対して補助金を交付します。

(2) 補助対象事業

事業	内容
介護ロボット等導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットを導入する事業 ・上記介護ロボットの他、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる機器を導入する事業 <p>※「よくある質問集」問2参照</p>
ICT機器等導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器等を導入する事業 ・介護従事者に対してICT機器等の導入に係る研修を行う事業 ・介護サービス事業者からのICT機器等の導入に関する照会に応じる事業 <p>※「よくある質問集」問3参照</p>
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットやICT機器等の複数のテクノロジーを組み合わせ導入する事業 ・介護ロボット通信機器等を導入する事業 <p>※「よくある質問集」問4参照</p>
介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援事業 ＜必須＞	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者による業務改善支援 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する者）が、介護事業所において事前評価（課題抽出）、業務改善に係る助言・指導等、事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援を受けるもの ・介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等 介護テクノロジー等を導入、活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修の受講や生産性向上の取組等に関する相談など（※） ※京都府等が主催する研修を含む。

※令和6年度内に実施・完了する事業を対象とします。

(3) 補助対象者

以下の要件を満たすもの

- ①京都府内の介護サービス事業所
- ②きょうと福祉人材育成認証制度の宣言・認証・上位認証法人であり、介護保険法に基づく指定又は許可を受け、京都府内で介護サービスを運営しているもの
- ③介護テクノロジー導入のための業務改善支援（京都府等の実施する研修を含む。）を実施する（実施予定を含む。）こと。
- ④LIFEによる情報収集に協力しているまたは介護テクノロジー導入後にLIFEに協力予定であること。
- ⑤セキュリティ対策自己宣言制度に基づき、その運営する介護サービスに関する情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言していること。

(4) 補助対象経費

事業	対象経費
介護ロボット導入事業	備品購入費、使用料、賃借料及び初期設定に要する費用（ <u>メンテナンス費用、インターネット接続のための通信機器費用、インターネット回線使用料等の通信費、設置工事費、運搬費及び保険料並びに消費税及び地方消費税を除く。</u> ）
ICT機器等導入事業	備品購入費、使用料、賃借料、設置工事費、初期設定に要する費用、介護サービスの利用者の個人情報保護するための措置に要する費用、保守に要する費用、研修に要する講師料、会場費、資料費及び消耗品費、ケアプランデータ連携システム年間保守料並びに介護サービス事業者からのICT機器等の導入に関する照会に応じるための費用（ <u>メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費及び保険料並びに消費税及び地方消費税を除く。</u> ）
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	・介護ロボット等を導入する場合 介護ロボット等導入支援事業の対象経費 ・ICT機器等を導入する場合 ICT機器等導入支援事業の対象経費 ・介護ロボット等通信機器等を導入する場合 備品購入費、使用料、賃借料及び設置工事費及び初期設定に要する費用（ <u>メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費及び保険料並びに消費税及び地方消費税を除く。</u> ）
介護テクノロジー等の導入と一体的に行う業務改善支援	委託費、コンサルタント料、役務費、専門家謝金、専門家旅費、報酬、報償費、生産性向上の研修に要する研修受講料、講師謝金、講師旅費、会場費、印刷製本費、資料費及び消耗品費（ <u>消費税及び地方消費税を除く。</u> ）

(5) 補助限度額

事業	限度額
介護ロボット等導入事業	導入する介護ロボット <u>1台当たり30万円</u> (移乗及び入浴に使用する介護ロボットにあつては、100万円)
ICT機器等導入事業	導入又は実施する <u>介護サービス事業所当たり</u> 次に掲げる介護従事者数(*)に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 1人以上10人以下 100万円 (2) 11人以上20人以下 160万円 (3) 21人以上30人以下 200万円 (4) 31人以上 260万円 *:申請時点における人数(介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第42号)第2条第1項に規定する常勤換算方法に基づいて計算した人数とし、小数点未満の端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入するものとする。)としてください。ただし、介護サービスの提供を受ける者の自宅で行う介護サービスについては、実際に雇用する介護従事者数としてください。
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	導入する <u>介護サービス事業所当たり</u> 1,000万円
介護テクノロジー等の導入と一体的に行う業務改善支援	1介護サービス事業所当たり45万円

(6) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる。)及び補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とします。

2 事前協議

事前協議は、法人単位とします。

申請書類は下記「書類提出及び問合せ先」まで郵送、メール又は持参により提出してください。以下、交付申請書及び実績報告書等も同様。

※要件を満たす申請が予算額を超えた場合は、過去に京都府介護ロボット等導入支援事業補助金及び京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金の交付を受けて介護ロボット、介護ロボット通信機器等及びICT機器等を導入した実績のない法人・事業所を優先して採択します。

また、交付額の調整(減額)を行うことがあります。

(1) 提出書類(様式は京都府HPからダウンロードしてください。)

- ・京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金事前協議書

※事前協議書は、郵送又は持参による提出の他、京都府地域福祉推進課

宛てExcelデータをメール(chifukuhojo@pref.kyoto.lg.jp)で送信してください。

なお、メールの件名は「R6 介護テクノロジー等定着補助金事前協議書・〇〇(法人名)」

としてください。

- ・別紙1 介護テクノロジー等導入計画
- ・別紙2 所要額調書
- ・導入する介護テクノロジー等のカタログ
 - ※該当箇所に付箋やラインマーカー等で印を付けてください。
- ・見積書（写し）
 - ※同一敷地内に複数介護サービスの指定をうけている事業所への機器等導入の場合は、サービス指定事業所毎に作成いただくか、見積書の他に別途按分したことがわかる資料を添付すること。
- ・参考様式1及び参考様式2（または参考様式に準じるもの）
 - ※ICT機器等導入支援事業を申請する場合又は介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業において介護ソフトを導入（改修含む。）する場合に限る・
- ・その他参考となる書類
 - ※工事費用を事業所間で按分する場合の説明書類等
 - ※独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言していない事業所は、宣言申込をしていただき、宣言申込後に当該機構から送信される宣言完了に係るメールの写しを添付してください。
（宣言方法は「よくある質問集問13」参照）

(2) 提出期限

令和6年10月21日(月)17時（必着）

(3) 内示（予定）

選定結果は後日文書にて通知します。

選定されなかった場合もその旨を通知します。

3 交付申請

交付申請は内示を受けた法人に限ります。提出書類、提出期限については別途お知らせします。

内示を受けた内容を変更することは、原則できません。

4 補助事業の事前着手

交付決定日後の事業着手が原則ですが、「事前着手届」の提出により、令和6年4月1日以降の着手が可能です。ただし、内示前に事前着手されても交付を保証するものではありません。

5 事業計画の変更等

交付申請後、以下の場合等は、手続きが必要となりますので、必ず京都府の担当者宛て事前にご相談の上、必要書類を郵送又は持参により提出してください。

- (1) 事業計画の変更
- (2) 事業の中止、廃止
- (3) 地位の承継
- (4) 事業の遅延

6 実績報告

指定の期日までに実績報告書を御提出いただきます。

7 補助金の額の確定

提出された実績報告書の内容を審査の上、確定した交付額を文書により通知するとともに補助金の交付を行います。

8 導入効果の報告

介護ロボット等の導入効果を検証するために、実績報告書とは別に導入効果報告書を事業完了後、提出いただきます。また、別途、厚生労働省においても効果検証等を行っており、別途、厚生労働省あてに効果報告等を行うこととなりますので御留意ください。（別途通知あり。）

(1) 提出期限（予定）

令和7年4月10日、令和8年4月10日及び令和9年4月9日までにそれぞれ前年度の報告書を提出してください。

(2) 導入効果報告書については、内容を公表する可能性があります。

9 注意事項等

○他の補助金、助成金との併用について

国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金（本補助金及び「1 募集概要(3)」に掲げる事業を対象として市町村が交付する補助金を除く。）の交付を受けて実施する事業については、補助金の交付の対象としません。

【書類提出及び問合せ先】

京都府 健康福祉部地域福祉推進課 福祉人材・法人指導係
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電 話：075-414-4675
FAX：075-414-4615
E-mail：chifukuhojo@pref.kyoto.lg.jp